

(四)此單獨不媾和條約の話は私が日本外務省から前記の訓令を受けて初めて獨逸政府に申入れたもので、其以前には、私の知る限り、本條約に關して日本獨間に何の話もなかつた。法廷證第六〇一號及び第六〇三號（記錄第六六三下六六四二頁）について私は嘗て廷で始めて、一九四一年十一月東京に於て同本少將とクレアユマーリー獨逸陸軍武官との間に斯かる話があつたことを知つたのである。リッヘン・トロツブは私に此等の話をしたことはなかつた。

(四)獨逸よりの勅草受領の証詞中上記同様のことまで述べてある（緯度制文書第二八二〇號）

太平洋戦争開始後間もなく私は獨逸から勅草を貰つた。之は日獨同盟とにして戦争を共にすることになつた爲に獨逸として日本に對する一大公使たると其他の大使職員たるとき問はず。外交官か二級以上泊林には在勤すると勅草を贈られる習慣であるつて、外國人に對する勅草の授與とは紳然たる禮儀規範に對する協定であつて日本の制度上、文官たる私の

一九四一年一月十八日泊林に於て日獨間の軍事協定が締結せられたかの

四

開與することを許されないものであつた。私は此協定には全然關係しないかつた。

（一）三國條約に基く日獨伊委員會並に開闢後の行動一般

私は駐獨大使たるの故に以て、三國條約委員會組織覽醫（法廷證第五五九號記錄第六四一七一六四二）に基き。當然に柏林に於ける三國條約第四條の此旨尋問委員會は日本側委員であります。

成後も私の記憶では前條約三國開港は日本開戦前は一度も開かれたことはなく、開港の一つの記録すら此委員會は名義のみであります。將來に對する企畫を述べ、主催者たる獨逸側から開港の一つの記録すら此委員會は名義のみであります。將來に對する企畫を述べるとか或は協同況の如きは、其後日本開港は獨逸の開港に近づいた。即ちシベリアの交通路を失つてゐるが、其困難を加へた。即ちシベリアの交通路を失つてゐるが、是だけれども、貿易の進行と共に困りました。

あるが、其後日本開港は獨逸の開港に近づいた。即ちシベリアの交通路を失つてゐるが、其後日本開港は獨逸の開港に近づいた。即ちシベリアの交通路を失つてゐるが、是だけれども、貿易の進行と共に困りました。

四

詫問の意思を疎通せしめんには既だ不充分なものであつた。
 日本開戦後。私は日本政府から將來の軍事的正義は勿論。政治的企圖
 の報を受けてことほ一度もなかつた。私の知る限り。陸海軍武官も亦此種の通報を受けたことはなかつた。それ故。我々は柏林に於て猶逃げと
 政治上。直隸上向其間にも緊密な協同動作に出るといふやうなことを
 は先づ不可能でめつた。又日本政府よりも之に少し特別の希望は通達せ
 られなかつた。
 太平洋戦争以来。私は宣美高麗か王たる計画として浮出されたのでめたが。元來作戦を
 は私の職務の範囲外でめ見解を述べて。前浦のやうに東京から何も知らざ
 戦況に就いて私の個人的見解を述べて。前浦のやうに東京から何も知らざ
 た日高名した。然しつて私は眞正經濟問題は一九四三年一月締結せられたが。元來作戦を
 記憶して私は眞正經濟問題としめて大便函にて知識を有してゐたが。私は政
 物のないけれども。前述のやうに眞正經濟問題としめて大便函にて知識を有して
 は殆ど行はれなかつた。前浦のやうに眞正經濟問題としめて大便函にて知識を有して
 本協定は非常片にてせよみるのれ坂で

御問の意思を疎通せしめんには既だ不充分なものであつた。
 日本開戦後。私は日本政府から將來の軍事的正義は勿論。政治的企圖
 の報を受けてことほ一度もなかつた。私の知る限り。陸海軍武官も亦此種の通報を受けたことはなかつた。それ故。我々は柏林に於て猶逃げと
 政治上。直隸上向其間にも緊密な協同動作に出るといふやうなことを
 は先づ不可能でめつた。又日本政府よりも之に少し特別の希望は通達せ
 られなかつた。
 太平洋戦争以来。私は宣美高麗か王たる計画として浮出されたのでめたが。元來作戦を
 は私の職務の範囲外でめ見解を述べて。前浦のやうに東京から何も知らざ
 戰況に就いて私の個人的見解を述べて。前浦のやうに東京から何も知らざ
 た日高名した。然しつて私は眞正經濟問題は一九四三年一月締結せられたが。元來作戦を
 記憶して私は眞正經濟問題としめて大便函にて知識を有してゐたが。私は政
 物のないけれども。前述のやうに眞正經濟問題としめて大便函にて知識を有して
 は殆ど行はれなかつた。前浦のやうに眞正經濟問題としめて大便函にて知識を有して
 本協定は非常片にてせよみるのれ坂で

(二) 私は一九四二年一月ヒツトラーから彼が商船乗組員殲滅の命令を出すといふ話を聞いたことかめつた。之は遂に海軍に屬することであつて日本には直接關係のないことをためつたから別に反対意見は述べなかつた。父兄は海軍に屬することので外務省。大使の眞すべきことではないのかつた。私は此話を日本政府に傳へたことはない。大使の眞すべきことではないのかつた。トロップよりも全く出なかつた。増田の際には逐次商船乗組員殺戮の話はヒツトラーよりもリッヘン

二、獨逸崩壊後の行動

一九四一年四月柏林の危険が迫つた。ガスタンへの移動を要請した。五月月中旬かバードガス・ナルヴィニア州ベッドフォードの一ホアルムにて又容せられたが、これは此間抑留された外交官にての待遇を受けた。

たたかれた。一日同地に移され、十一月下旬此處を出發。十二月六日浦賀に上陸し、

二二、共同謀議其他の訴追について

(イ) 檢察側は私が、本件共同被告其他の者或は獨伊の指導者との間の、違法行爲による中國の一部、中國乃至全世界に亘る支配獲得の目的を以てせられた共同謀議に關與し、又此等の人々と共に、條約違反乃至侵略の戰爭を計畫し準備し、開始し、遂行したと主張してゐるが、之は全く理由のないことである。

(ロ) 第一に、私は大使としても又陸軍武官としても、單なる出先の一機關であつたに過ぎず、私自身の行動又は意見によつて、本國政府の政策を左右し得るの地位にはなかつた。尙私は日本政府の全般的政策については通報を受けたことはなかつた。

(ハ) 第二に、私は日本が違法乃至侵略の戰爭を行ふことを意識し又は希望して、或は之を意圖して行動したことはない。尙私は、本國に於て決定せられた國策を遵奉して日本の存續と發展に寄與せんと努めて最高の義務であると信じてゐた。

檢察側は私が米國其他の諸國に對する無警告乃至條約違反の攻撃に關する共同謀議に參畫し、尙一九四一年十二月七日又は八日斯かる攻撃を日本軍に命じ、なさしめ、許すことによつて殺人の罪を犯したと

主張してゐる。

しかし私は太平洋戦争の開始を希望したことは嘗てなかつた上に、此等の攻撃のことは事後に知つて爲いたので、かかる攻撃について事前に何人とも相談したことなく、之を何人にも示唆したことも命令したこともなかつた。加之私は單なる一大使であつて、日本軍に對して攻撃を命令する権限もなく、之が攻撃を抑止する権限も義務も有たなかつた。

（二）檢察側は私が俘虜其他の者の大虐殺、此等の者に對する戦争法規の違反並に人道違反の行爲に關する共同謀議に參画し、尙陸海軍人等に

此等の犯罪行爲を命令し授權し許可したと主張してゐる。

しかし私は此等の事項について何人とも相談したことなく、之を何人にも示唆したこともなかつた。此等の行爲を何人にも命令し授權したことにはない、加之私は出先の一大使であつて、此等の行爲を何人に對しても命令し授權する権限はなかつた。私は此等の行爲が行はれたことを知らなかつた上に、此等の行爲を防止する手段を執るべき権限と義務を有する地位に居なかつた。

（四）私は本件共同被告全部との共同謀議に關與したとの理由により訴追せられてゐる。しかし一九三四年から一九四五年の間、私が日本に居つたのは僅かに一年間であり、其爲め此等の人々の大部分は私と政治

的意見を交換したことのない人々である。即ち廣田、星野、賀屋、木戸、大川、佐藤各被告とは一面識もなく何等の交通もなかつた。荒木、土肥原、橋本、畠、板垣、木村、小磯、松井、南、武藤、鈴木各被告とは同じ陸軍に居つたが、面識があつたのみであつた。梅津、東條兩被告とは一九三一、二年頃共に謀謀本部に勤務したが、擔任職務も異つて居り密接な關係はなかつた。平沼被告とは一九四一年一月私が獨逸へ出發前一回會つたのみである。岡被告とも面識があつたのみである。島田被告とは其一九三三年頃軍令部在勤中、私も軍令部兼務をしたが面識があつたといふ程度に過ぎない。重光被告とは一九三八年頃共に伯林に在勤し、白鳥被告とは一九三九年同じ外交交渉に從事したので知合つた。

猶私が大使として二回の在任中、日本の外務大臣は近衛、有田、阿部、野村、松岡、豊田、東郷、谷、重光と九人も交迭したが、前述の如く東郷被告と共に伯林に在勤したといふことの外誰とも面識があるといふ程度以上の關係を持たなかつた。

孰れにせよ、私は本件共同被告其他何人とも起訴状記載の訴追事項について協議したことなく、又斯かる事項を何人にも示唆したこともない。

昭和二十二年（一九四七年）十一月十二日

於極東國際軍事裁判所

供述者

大島

島

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人

牛内島

堀田内

信藤龍

彦雄起

浩

宣
誓
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默祕セズ又何事フモ附加セザルコトヲ誓フ

署名捺印

大島

清